

東田地区
公共空間活用社会実験
企画運営業務

実施説明書

令和5年7月7日

北九州市

建築都市局都市再生企画課

1 業務名

東田地区公共空間活用社会実験企画運営業務

2 業務内容

東田地区公共空間活用社会実験企画運営業務仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

[公募型プロポーザル]

4 参加資格

(1) 参加資格の要件

参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる者であり、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 7（4）の企画提案書等提出の日までに、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(ウ) 北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱第4条第1項又は北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱第4条第1項の指名停止を受けている期間中でないこと。

(エ) 北九州市の市税を滞納していないこと。

(オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。ただし、更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定がなされている場合は、この限りではない。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、また暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体の参加について

共同企業体で提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

(ア) 必ず共同企業体の代表団体（代表者）を決め、他の構成団体についても

代表者名等を記載すること。

(イ) 構成団体も4(1)の要件をすべて満たすこと。

(ウ) 一つの団体が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら、自らが単独で提案を行うことは認められない。

(エ) 代表団体及び構成団体を変更することはできない。

5 参加資格の喪失

参加希望者が企画提案書等提出期限の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

(1) 前項に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなった場合

(2) 不正な利益を図る目的で選考委員会の委員等と接触したとき

(3) 企画提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

6 スケジュール

時 期	内 容
令和5年7月 7日(金)	公募開始
令和5年7月20日(木)	仕様説明会
令和5年7月26日(水)	質問書提出期限 17:00まで
令和5年8月 2日(水)	参加申出書提出期限 17:00まで
令和5年9月 1日(金)	企画提案書等提出期限 17:00まで
令和5年9月 4日(月) ~6日(水) ※ いずれか1日	選考委員会(プレゼン及びヒアリング)
令和5年9月中旬	結果通知
令和5年9月中旬	契約
令和6年1月19日(金)	業務完了

7 提案の実施の流れ

(1) 仕様説明会

仕様説明会を下記のとおり開催する。なお、仕様説明会への参加は任意とする。

ア 日 時 令和5年7月20日（木）14時00分～15時00分

イ 場 所 東田大通り公園（北九州市八幡東区東田2丁目）

ウ 出席連絡 出席の希望があれば、7月12日（水）～14日（金）の間に電子メールにより連絡すること。

エ 提出方法 電子メール（toshi-saiseikikaku@city.kitakyushu.lg.jp）

※電子メールの件名は、「東田地区社会実験業務説明会参加（会社名）」とすること。

※送信後に担当部署（問合せ先）にその旨を電話連絡すること。

(2) 提案に関する質問受付

提案に関する質問については、下記のとおり受け付ける。

ア 日 時 令和5年7月26日（水）17時00分まで

イ 提出物 質問書（様式1）

ウ 提出方法 電子メール（toshi-saiseikikaku@city.kitakyushu.lg.jp）

※電子メールの件名は、「東田地区社会実験業務質問（会社名）」とすること。

※送信後に担当部署（問合せ先）にその旨を電話連絡すること。

※質問への回答は、7月28日（金）に市ホームページに掲載予定。

(3) 参加申出書の提出

ア 日 時 令和5年8月2日（水）17時00分まで

イ 提出物 参加申出書（様式2-1もしくは様式2-2）

ウ 提出方法 電子メール（toshi-saiseikikaku@city.kitakyushu.lg.jp）

※電子メールの件名は、「東田地区社会実験業務参加申出書（会社名）」とすること。

※送信後に担当部署（問合せ先）にその旨を電話連絡すること。

エ その他 期限内に参加申出書の提出のない者は提案への参加を認めない。

(4) 企画提案書等の提出

ア 日 時 令和5年9月1日（金）17時00分まで

イ 場 所 北九州市建築都市局都市再生企画課

ウ 提出物

（ア）提案書（表紙は様式3-1もしくは様式3-2を使用）

【記載事項】

- ① 自社PR
- ② 実績
- ③ 実施体制

④ 業務工程

⑤ 業務内容に対する提案

(イ) 会社（法人）概要書（様式4）

(ウ) 提案見積書（任意様式）

※ただし、実施する企画毎に費用が分かるように記載すること。

(エ) その他資料（提出は任意）

※（ア）～（ウ）の提出は必須。

※（ア）～（エ）の総枚数は10枚以内とする。

※様式は日本産業規格A4縦、横書きとし、フォントサイズは12ポイント以上とする。なお、写真や図画等により、これによりがたい場合はA3横も可能とする。その場合はA3を三つ折りとし、A4版として提出すること。

エ 提出部数 正本1部、副本13部

オ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留で、提出期限日に必着）

※郵送にて提出する際は、郵送前に担当部署（問合せ先）にその旨をメール及び電話連絡すること。

カ 提出書類の取扱い

(ア) 期限までに提出がなかった者は、提案を辞退したものとみなす。

(イ) 提出書類については、提出以降の修正・差替え・再提出はできない。

(ウ) 提出書類は返却しない。

(5) 選考委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

ア 日 時 令和5年9月4日（月）～9月6日（水）のいずれか1日

※ 詳細は応募者に対し、別途通知

イ 場 所 北九州市庁舎 庁舎内会議室

ウ 説明時間等 1社あたりの説明時間は20分とし、その後に10分程度の質疑応答時間を設ける。

エ その他 選考委員会に参加しなかった者、或いは定められた時間に間に合わなかった者は提案を辞退したものとみなす。なお、天災などによる交通手段の遮断など真にやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

8 受託候補者の選考

提出された提案書等及び選考委員会（プレゼン及びヒアリング）の内容を厳正に審査し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として決定する。選考委員会の説明資料は提案書のみとする。ただし、提案書等の趣旨を変えない範囲でフリップ等による補足をすることは可能とする。

(1) 審査項目・審査基準・配点

選考委員会の審査にあたっては、以下の審査項目・審査基準により総合的

に評価する。

	項目	基準	配点
実施体制等	実施体制 業務工程	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制が、適正性・効率性において妥当なものであるか。 ・実施スケジュールは妥当であるか。 ・役割分担等、責任の所在が示されているか。 	5点
	業務価格	<ul style="list-style-type: none"> ・提示額が限度額内となっているか。 ・所要経費、算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。 	5点
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間における同種・同規模の実績があるか。 	10点
提案内容	本業務の 理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的が「居心地の良い公共空間づくり」「公共空間の多様な活用」を探る社会実験であることを理解した提案であるか。 ・社会実験実施において魅力的な公共空間の設えの提案がなされているか。また、社会実験占有期間における美化など環境維持に寄与する提案がなされているか。 ・社会実験実施後も継続して実施することが期待できる活用が提案されているか。 	30点
	提案の 的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な来訪者の行動像が設定されているか。 ・様々な曜日・時間帯での日常利用促進が期待できる提案となっているか。 ・当該公共空間への来場動機となり、滞在時間を延ばす具体的な提案となっているか。 	30点
	提案の 独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・従来公園や公共施設、道路の使い方にとらわれない「公共空間の多様な活用」に挑戦する独自の視点が入っているか。 ・目的達成に資する効果的な企画・広報など独自の提案がなされているか。 	20点
			合計 100点

(2) 選考委員

外部有識者及び北九州市職員

(3) 選考結果の通知

応募者全員に通知する。

9 委託契約

受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件を協議の上、合意した後に委託契約を締結する。ただし、受託候補者の辞退等で契約締結に至らなかった場合は、順次、選考結果上位者と協議を行う。

(1) 契約期間

契約締結日から令和6年1月19日まで

(2) 契約にあたっての主な留意事項

- (ア) 採用された提案書等の内容については、必要に応じて内容の一部を変更及び修正する場合がある。
- (イ) 最終的な業務委託仕様書は、提案された企画内容をもとに市が作成する。
- (ウ) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部について、市の承諾なしに第三者に再委託することはできない。
- (エ) 本業務の委託料によって備品等の財産を取得することは認めない。
- (オ) 共同企業体の提案による場合、契約相手方は代表者とする。共同提案者間で業務の分担などを適切に取り決め、共同して本業務を適正に履行すること。

(3) 委託料の上限額

6,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

10 その他

- (1) 選考の成否に限らず、提案に要する費用は、全て応募者負担とする。
- (2) 提案内容をもとに、受託候補者と市との間で協議して、仕様書を作成し、随意契約により契約を締結する（別紙の仕様書は、提案書作成のために業務の大要を示したものであり、最終的な仕様書は、契約にあたり受託候補者と協議の上、市が作成する。）。
- (3) 選考により決定した受託候補者が、次のいずれかに該当することとなった場合は、委託契約の協議を中止し、次点者と協議を行うものとする。
 - (ア) 選考結果を通知した日から契約締結日までの間に、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第8条第1項又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第9条第1項の競争入札参加資格を有する旨の決定の取消しを受けたとき。
 - (イ) 選考結果を通知した日から契約締結日までの間に、北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱第4条第1項又は北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱第4条第1項の指名停止を受けたとき。
- (4) 委託料の支払いについては、業務完了報告書等に基づく履行確認後、受託者

からの正当請求により支出する。

1 1 関係資料

- (1) 実施説明書（募集要項）
- (2) 仕様書
- (3) 質問書（様式1）
- (4) 参加申出書（様式2-1もしくは様式2-2）
- (5) 企画提案書・表紙（様式3-1もしくは様式3-2）
※表紙のみ上記の様式を使用し、提案内容については様式自由。
（A4版・10枚以内）
- (6) 会社（法人）概要書（様式4）
- (7) 見積書
※一式表記ではなく、各項目の費用が分かるように記載すること。
- (8) その他参考資料

1 2 担当部署（問合せ先）

北九州市建築都市局都市再生推進部都市再生企画課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市庁舎13階

担当：藤田、山本

電話：093-582-2502

Mail：toshi-saiseikikaku@city.kitakyushu.lg.jp